

2026年1月26日

## 低学年バスハイク中の薬の取扱についての対応

芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ  
館長 中里 敦

日頃より芝浦アイランド児童高齢者交流プラザへのご理解、ご協力に感謝申し上げます。

低学年バスハイク中の薬の取扱に関しては、お預かりおよび投与指示や服用確認を含む服薬介助は控え、参加者本人が薬の所持・管理することを原則としています。ご自身での管理が難しい、必ず飲まなければならない等の理由から服薬介助をご希望の場合は、別途諸手続きをいただきます。(エピペン®については後述いたします。)

低学年バスハイクに薬を持参される場合は、以下の「A」もしくは「B」のどちらかの形でのご参加となりますので、内容をあらかじめご確認いただきますようお願い申し上げます。

### 【持参する薬について】

#### A ご自身で所持・管理・服用する場合

参加者本人が自己管理できるよう、ご家庭にて事前に確認や練習を行ってください。また、低学年バスハイク集合時に《薬確認表》をご提出ください。なお、以下は医療行為とみなされるため、リーダー、スタッフ等低学年バスハイクとしての対応はできかねますのでご了承ください。

- ・薬の管理や確認、服用指示、服用確認
- ・皮膚への軟膏の塗布、湿布の貼付、点眼薬の点眼、鼻腔粘膜への薬剤噴霧

※《薬確認表》はあくまで現地にて病院に行く必要が生じた場合に服用している薬の情報を医師に提示するためのものであり、本人の薬の服用をリーダー、スタッフ等低学年バスハイクとして確認するものではありません。書類が必要な方はお申し出ください。

※水銀体温計・電子体温計により腋下で体温を測定すること、および耳式電子体温計により外耳道で体温を測定すること、軽微な切り傷、擦り傷、やけど等について専門的な判断や技術を必要としない処置をすることは医療行為とみなされないため、低学年バスハイクとして対応します。

#### B 服薬介助をご希望の場合

医師による服薬に関する《投薬指示書》、またその指示に基づいての服薬介助をキャンプに依頼する保護者の《投薬依頼書(同意書)》をご提出いただくことで、キャンプの服薬の介助をいたします。なお、医師による指示書に記載がない薬はお預かりできません。提出後に薬が追加になった場合は再度の提出をお願いいたします。書類が必要な方はお申し出ください。

#### 〈参考〉

医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について(通知)  
(厚生労働省医政局長から各都道府県知事への通知)

### 【エピペン®について】

アドレナリン自己注射(以下、エピペン)について、キャンプとしての保管およびアレルギー症状が出た際にリーダー、スタッフによる使用をご希望の場合は、《アドレナリン自己注射(エピペン®)取扱い同意書》をご提出いただきます。書類が必要な方はお申し出ください。なお、医師による服薬に関する指示書は不要となります。

以上